

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第5部－第1 地域福祉の推進

I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
福祉ボランティアの参加者数	18,310人	23,060人	23,500人	24,600人
地域ケアネットワークの設立住 区数及び活動の充実	4住区	7住区	充実・発展	充実・発展

各地域ケアネットワークや社会福祉協議会等を中心とする地域福祉活動の参加者数(延べ人数、社会福祉協議会等登録・連携のボランティア団体やNPO法人)による「支え合う福祉」の目安となる指標です。平成26年度に全住区で設立された地域ケアネットワークについては、活動の充実と発展を目指します。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 条例・計画等の改定と推進

(1)健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進	①健康福祉総合条例の改正の検討
(2)「健康福祉総合計画2022」の改定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進

2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

(1)「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に基づく新たな事業の展開の推進	◎ ①コミュニティ創生の次なるステップに向けた取り組みの展開 (「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照)
(2)「支え合い」の仕組みづくり	◎ ①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 ◎ ②災害時避難行動要支援者支援事業の推進 ◎ ③見守りネットワーク事業の推進 ◎ ④買物環境の整備 (「第2部-第4 商業環境の整備」参照) ※ ⑤地域交流、世代間交流の推進
(3)福祉人材の育成	◎ ①福祉人材の養成と活動支援
(4)ボランティア活動の推進	◎ ①上連雀分庁舎(仮称)整備事業の推進 (「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照) ※ ②ボランティア活動の推進

3 安心して暮らせる地域づくり

(1)バリアフリーのまちづくりの推進	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部-第3 住環境の改善」参照) ※ ②バリアフリーガイドの充実 ③すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン(注1)の研究と推進 ◎ ④障がい者差別解消の取り組み (「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照)
(2)心のバリアフリーの推進	※ ①心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実 ②高齢者・障がい者と市民との交流
(3)利用しやすい移動手段の確保	①福祉有償運送事業者への支援

	②移動サービス、リフト付きタクシーへの支援
(4)住宅の整備促進	①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 ②高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進

4 福祉を支える環境整備

(1)保健・福祉施設の拠点整備	◎ ①福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
(2)利用者の利便性の向上と情報提供の充実	※ ①権利擁護センターみたかの運営の充実 ※ ②福祉総合案内の充実 ③苦情・相談体制の整備 ④わかりやすい情報提供の充実
(3)サービスの質の向上	※ ①第三者評価事業の推進と支援 ※ ②社会福祉法人に対する指導検査の充実

5 市民墓地・市民葬祭場の設置検討

(1)市民墓地・市民葬祭場の設置検討	①市民墓地・市民葬祭場の設置検討
--------------------	------------------

6 推進体制の整備

(1)保健・医療・福祉の連携	◎ ①保健・医療・福祉の連携
(2)関係団体等との連携	※ ①関係団体等との連携による施策の充実

(注1)ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことをめざしているのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざすものです。

Ⅲ 主要事業

1-(2)-①「健康福祉総合計画 2022」の改定と推進

「健康福祉総合計画 2022」を改定し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。計画の改定にあたっては、幅広い市民参加を図りながら検討を進めます。

2-(2)-① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

7つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク推進事業」については、各ケアネットが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流など、「コミュニティ創生」の取り組みの1つである新たな支え合いの仕組みづくりの充実と発展に向けた支援をします。

2-(2)-② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

災害対策基本法に基づき作成した高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署など避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図るとともに、平常時からのゆるやかな見守りなど、「コミュニティ創生」の取り組みの1つである市民相互の支え合いの仕組みづくりに取り組む町会・自治会等の拡充を図ります。

2-(2)-③ 見守りネットワーク事業の推進

住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワークや民間事業者等の見守り協力団体などと協働で、「孤立死」などを防ぐため、市民の緊急事態などに対応する見守りの仕組み「見守りネットワーク事業」を推進します。

2-(3)-① 福祉人財の養成と活動支援

傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターなど、地域福祉活動を推進する担い手の養成について、社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構等とも連携しながら積極的に取り組むとともに、福祉人財の活動の拡充を支援します。

また、地域ケアネットワークをはじめとする地域福祉活動を積極的にPRすることなどを通して、働く世代や大学生など新たな担い手の参加促進を図ります。

4-(1)-① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実

福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センター（仮称）の保健・福祉施設が新川防災公園・多機能複合施設（仮称）に整備されることに伴い、同施設内に整備される他の施設とも連携し、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供します。

6-(1)-① 保健・医療・福祉の連携

市民のニーズに合ったサービスを提供できるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、接骨師会、栄養士会、歯科衛生士団体、保健所、地域包括支援センター等が連携しながら市民の「健康長寿」に資する取り組みを進めるとともに、ネットワーク化による機能の充実を図ります。

また、福祉サービスを行う事業者、NPO法人、ボランティア団体等関係機関との連携を進め、保健・医療・福祉に関する総合的な施策展開を図ります。

IV 推進事業

2-(2)-⑤ 地域交流、世代間交流の推進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO 法人、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・世代間の交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

2-(4)-② ボランティア活動の推進

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会（ボランティアセンター）やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実を図るとともに、寄付文化の醸成に努めます。

3-(1)-② バリアフリーガイドの充実

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置などのバリアフリー対応状況を市民に提供できるよう、ウェブサイト上のバリアフリーガイドを毎年度見直し、充実を図ります。

3-(2)-① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実

高齢者や障がい者の人権・疾病などに関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、高齢者や障がい者と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

4-(2)-① 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

4-(2)-② 福祉総合案内の充実

手話通訳士等の配置など、福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉、保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

4-(3)-① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

4-(3)-② 社会福祉法人に対する指導検査の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導検査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

6-(2)-① 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等、医師会をはじめとする5師会や、民生・児童委員をはじめ、NPO 法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体等との連携を強化することにより、福祉施策の充実を図ります。